

第二次下野市総合計画 策定方針

平成 2 6 年 7 月

下 野 市

本方針は「第二次下野市総合計画」を策定するために、基本的な事項を定めるものとする。

1 計画策定の趣旨

平成 18 年 1 月 10 日に旧 3 町の合併により市制を施行した本市は、「新市建設計画」及び、平成 20 年 3 月に策定した「下野市総合計画」に掲げた将来像「思いやりと交流で創る新生文化都市」の実現に向けて、市としての基盤づくりに励み、順調に発展してきた。

しかし、本市においても、今後確実に訪れる人口の減少や高齢化の進展等により、大きな社会構造の変化にさらされ、また公共施設の老朽化と維持管理費の増大に直面するなど、多くの行政課題を抱えている。

現下野市総合計画が、平成 27 年度をもって、その計画期間が終了するため、これらの課題に対応し、また、合併後 10 年の節目を迎え、下野市の優れた地域資源に磨きをかけながら、本市の発展を揺るぎないものにするステップアップを図るための新たな総合計画が必要である。

したがって、平成 26 年度から施行された下野市自治基本条例の理念である「市民が主役のまちづくり」を目指すとともに、市民の幸福感を高めることを主眼とした「第二次下野市総合計画」を策定するものとする。

なお、計画の策定にあたっては、時代の潮流や市民意識の変化に応じ、目標設定や方向性の見直しを行うとともに、これまでの取組を評価・検証し、継続する施策、廃止する施策、新たな展開を図る施策等を具体的に検討していくものとする。

2 基本的な考え方

新しい総合計画の策定にあたっては、本市の新たなまちづくりの指針にふさわしいものとするため、次に掲げる視点に基づき、計画策定の段階から多くの市民参画の機会を設けながら進めていくものとする。

(1) 魅力ある暮らしやすいまちづくり

全国的な人口減少や少子高齢化という社会情勢にある中、本市を取り巻く環境や社会動向を的確に捉え、定住人口の増加・雇用の場の確保など、魅力ある暮らしやすいまちづくりのための計画とする。

(2) 協働によるまちづくりの推進

「市民が主役のまちづくり」をより一層推進するため、市民、議会及び市

(行政)が互いに尊重し、各々が役割を担う協働の取組を推進できる計画とする。

(3) 更なるステップアップ

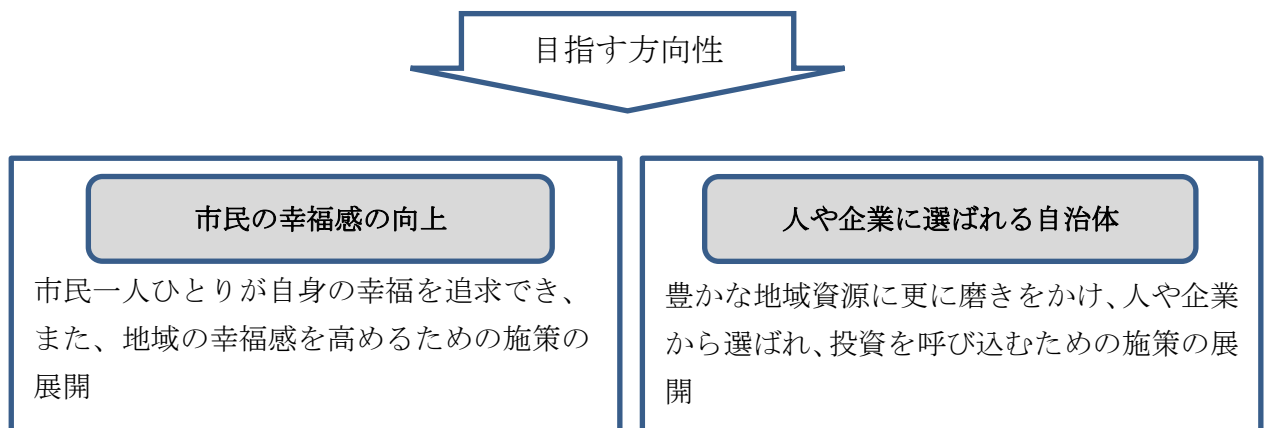
大きな時代の変化にも対応できる足腰の強い産業基盤や財政基盤の確立等、本市の特性と豊かな地域資源を活かし、本市の発展を揺るぎないものとするステップアップを図る計画とする。

(4) 将来を見据えた土地利用の推進

定住化の促進や企業立地等による地域経済の活性化を図るため、将来を見据え、限られた土地の有効的な利活用を推進する計画とする。

(5) 実効性の高い計画づくり

限られた財源の中、より効率的・効果的な行政経営を進めるため、行政評価と連動し、進行管理の“ものさし”となる、わかりやすい目標・指標を示した計画とする。



3 基本的事項

(1) 計画の位置付けと新市建設計画との整合性

「下野市自治基本条例」に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するための市の最上位計画と位置付け、推進をする。

また、社会情勢が変化する中、合併特例債をより効果的・効率的に活用するため、新市建設計画を平成32年度まで5年延長したことに合わせ、第二次総合計画のうち前期基本計画期間の終期と整合性を図るものとする。

(2) 計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成する。

①基本構想

市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、まちづくりの基本的理念、将来都市像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものである。計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とする。

②基本計画

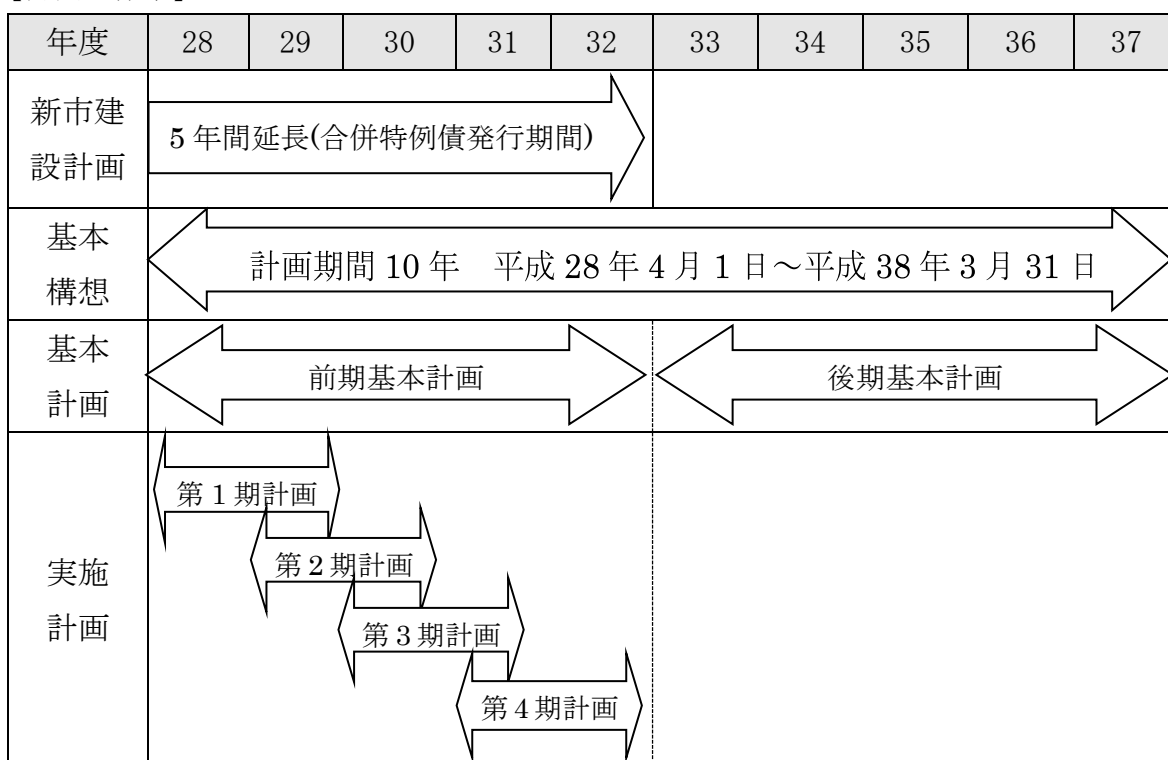
基本構想に掲げる将来像を達成するための政策体系を示すとともに、施策の目的や方針、主要事業などを明らかにするものである。

計画期間は、前期計画を平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年とし、後期計画を平成 33 年度から平成 37 年度までの 5 か年とする。

③実施計画

財政計画との整合性を図りながら、基本計画で示した施策の目的を達成するために必要な事業を明らかにするもので、2 年間のローリング方式により作成する。

【計画の体系】



※普通交付税は特例期限の終了に伴い平成 28 年度から減額され、平成 33 年度には一本算定となり、現時点で約 13 億円の減額が見込まれる。

4 策定の体制・進め方

(1) 庁内組織体制

総合計画審議会に先立ち、事務局案についての内容検討や庁内調整を行う場として庁内策定委員会を設置する。

①策定委員会

構成員	副市長、教育長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、議会事務局長、会計管理者、教育次長
役割	庁内の最高意思決定機関として、基本構想・基本計画の素案、原案の内容調整を行い、審議会に提出する素案、原案を最終的に取りまとめる機関

②専門部会

部会名	企画専門部会、総務専門部会、市民生活専門部会、健康福祉専門部会、産業振興専門部会、建設水道専門部会、教育専門部会
構成員	部長、課長及び職員
役割	担当部門ごとに基本構想等の素案の作成作業を行い、「策定委員会」に諮る前に調整する機関

(2) 庁外組織体制

総合計画策定にあたっては、総合計画審議会を設置し、基本構想及び基本計画を審議する場として、総合計画審議会を開催する。

構成員	学識経験者等 22 人以内
役割	市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関し、必要な事項について中長期的、全市的な観点から調査審議、答申する。 (地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく審議会)

(3) 市民参加・参画

計画の策定にあたっては、幅広い市民の意見や提案を反映させるために、市民の参画に努めるものとする。

①中学生・高校生を対象としたアンケート調査の実施

②市民意識調査の実施（対象：市内在住 18 歳以上の男女 3, 000 人）

③子ども未来プロジェクトの開催（対象：市内中学生）

子どもたちの意見の計画への反映とともに、まちづくり意識や地域への愛着を醸成するため、実施する。

構成員	市内の中学生 20 人程度
役割	総合計画の将来像などや施策に反映させるため、将来の下野市を担う子どもたちのまちづくりに関する思いや夢の提案を行う。

④市民懇談会の開催（対象：関係団体）

実現性と市民の主体性の高い提言を取りまとめるため開催する。

構成員	各種団体からの選出
役割	分野（保健福祉、教育文化、産業、都市基盤・生活環境・地域社会）ごとに団体から参加者を募り、重点課題・取組のアイデアなど、関係団体の視点からまちづくりへの提案を行う。

⑤市民懇談会の開催（対象：市民）

実現性と市民の主体性の高い提言を取りまとめるため開催する。

構成員	公募市民等 30 人程度
役割	まちづくりに関する分野別テーマや重点課題・取組のアイデアなど、市民の視点からまちづくりへの提案を行う。

⑥総合計画審議会委員の公募

⑦まちづくり意見募集の実施

⑧市民説明会の開催

⑨パブリックコメントの実施

⑩市広報紙、市ホームページ、携帯メール発信、デジタルサイネージを通して総合計画に関する情報発信

（4）市議会における審議

総合計画における基本構想及び基本計画は、下野市自治基本条例第20条及び下野市議会基本条例第9条の規定に基づき、市議会の議決を経ることとされている。そのため総合計画の策定状況は適宜、議会へ報告を行うとともに、議決を経て決定する。

5 策定スケジュール

平成26年度、27年度の2か年で策定する。

（1）平成26年度

市民意識調査や事務事業の点検などの基礎調査を実施し、基本構想骨子

(案)を作成する。

(2) 平成27年度

基本構想骨子(案)をもとに基本構想(案)、基本計画(案)を作成し、審議会の答申を受け、基本構想および基本計画の議決を経て、総合計画(基本構想、基本計画)を策定する。